

## 特別支援学校教諭の免許状取得について

平成19年4月から盲学校、聾学校、養護学校が種別を越えた特別支援学校に一本化されたことに伴い、従来の学校種別ごとの教員免許状から特別支援学校の免許状（視覚障害者・聴覚障害者・知的障害者・肢体不自由者・病弱者に関する教育の領域）となりました。

中学校・高等学校の教諭の普通免許状を取得し、教育職員免許法に規定する特別支援教育領域に関する科目の単位を修得すれば、特別支援学校教諭一種免許状を取得することができます。

本学で取得できる免許状は、聴覚障害者・知的障害者・肢体不自由者に関する教育の領域です。

### 特別支援教育領域（聴覚障害者・知的障害者・肢体不自由者）に関する科目

[一種 26 単位必修]

免許法施行規則に定める科目区分	単位数	左記に対応する、本学部授業科目		
		授業科目名 [ ] 内は専門科目名 【○は必修科目】	単位数	備考
特別支援教育の基礎理論に関する科目	2	○障害児教育総論	2	
特別支援教育領域に関する科目	16	○聴覚障害者の心理・生理・病理	2	
		○知的障害者の心理・生理・病理 (障害者・障害児心理学)	2	
		○肢体不自由者の心理・生理・病理 (福祉心理学)	2	
		○聴覚障害児教育方法論	2	
		○知的障害児教育方法論	2	
		○肢体不自由児教育方法論	2	
		○聴覚障害児教育総論I	2	
○聴覚障害児教育総論II	2			
免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	5	○障害児の心理・生理・病理I (障害者・障害児心理学)	2	
		○障害児の心理・生理・病理II (福祉心理学)	2	
		○障害児教育方法論	2	
心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習	3	○特別支援教育実習	3	事前・事後指導を含む
計	26 以上			